

札子支第 16383 号  
令和 5 年（2023 年）2 月 15 日

認可保育所  
保育所型認定こども園  
地域型保育事業所  
各施設（園）長 様

子ども未来局子育て支援部長

### 保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

日頃から札幌市の児童福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 7 月には福岡県中間市において、令和 4 年 9 月には、静岡県牧之原市において、園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生するなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生しております。

こうした中、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）」において、保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）については、令和 5 年 4 月 1 日より、当該保育所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画（以下「安全計画」という。）の策定が義務付けられます。

保育所等における安全の確保に関する取組については、保育所保育指針において示しているほか、札幌市子ども・子育て支援法施行条例の規定により、事故発生の防止のための指針の整備等を行っていただいているところですが、今般、安全計画を各保育所等に策定いただくに当たり、厚生労働省より、既存の取組を踏まえた留意事項等が添付の事務連絡のとおり発出されました。

つきましては、新省令に基づく安全計画策定の規定内容は以下のとおりとなります。添付の事務連絡を参考に安全計画を策定し、計画的な取組をお願いいたします。

### 記

#### 1 新省令に基づく安全計画策定の規定内容について

- 令和 5 年 4 月より、当該保育所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画（安全計画）を策定しなければならない。
- 各年度において、以下（1）～（6）について盛り込んだ年間スケジュール（安全計画）を定めること。また、安全計画の策定に当たっては、メールに添付の事務連絡<sup>別添資料 4</sup>及び<sup>別添資料 5</sup>を参考に作成すること。

- （1）施設・設備等の安全点検
- （2）マニュアルの策定・共有
- （3）児童への安全指導

- (4) 保護者への説明・共有
- (5) 職員への安全計画の周知及び定期的な訓練や研修の実施
- (6) 定期的な安全計画の見直し及び変更

## 2 (1) ～ (6) において推奨される取組について

- (1) 施設・設備等の安全点検
  - ・ 設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）の安全点検チェックリストを作成し、定期的に点検を実施、記録した上で、改善すべき点を改善すること
  - ・ 点検先は園内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと
- (2) マニュアルの策定・共有
  - ・ リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎）での職員が気を付けるべき点、役割分担を明確にすること
  - ・ 各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報）における役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと
  - ・ これらをマニュアルにより可視化して常勤保育士だけでなく非常勤職員、保育補助者も含め、保育所等の全職員に共有すること
  - ・ ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること
  - ・ 事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、安全点検やマニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること
- (3) 児童への安全指導
  - ・ 散歩等の園外活動時や施設内での活動、取組における安全や危険を認識すること
  - ・ 災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること
  - ・ 交通安全について学ぶ機会を設けること
- (4) 保護者への説明・共有
  - ・ 児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること
  - ・ 児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び園が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと（入園時、懇談会、お便り等）
- (5) 職員への安全計画の周知及び定期的な訓練や研修の実施
  - ・ 策定した安全計画について、施設長等は、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知すること
  - ・ 避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと

- ・ 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、保育所内でも訓練を行うこと
- ・ 不審者の侵入を想定した実践的な訓練や 119 番の通報訓練を行うこと

(6) 定期的な安全計画の見直し及び変更

- ・ 施設長等は、PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに必要に応じて安全計画の見直しを行うこと

### 3 安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項

- 各種マニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行うこと。
- 園内活動時はもちろん、散歩などの園外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどが無いよう留意すること。  
「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」[別添資料6](#)や「園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項」[別添資料7](#)などを改めて参照すること。
- 保育所等において、独自にバス等による送迎サービスを実施している場合についても、常に児童の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、児童の見落としがないような対応が必要であること。  
また、令和5年4月より、保育所等において、①降車時等に点呼等により児童の所在を確認すること、②送迎用バスへの安全装置の装備（②については居宅訪問型保育事業を義務付けの対象から除く）を義務付けることとしており、別途示す内容に沿って適切に対応すること。

### 4 幼保連携型認定こども園に移行するときの対応について

- 保育所等から幼保連携型認定こども園に移行する場合、移行後は、認定こども園法第27条の規定により準用する学校保健安全法の規定に基づく学校安全計画を策定し、実施することとなる。ただし、新省令に基づき移行前に既に作成している安全計画の様式により当該学校安全計画を作成することは可能であること。なお、その際には、時点だけでなく、保育所等から幼保連携型認定こども園への移行に伴って見直す点が生じていないかも確認し、作成すること。

#### <添付資料>

「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」

(令和4年12月15日事務連絡)

【担当】 札幌市子ども未来局育て支援部  
子育て支援課指導担当係  
TEL 011-211-2985